

ユニバーサルデザインひろしま 推進指針

平成14年3月

広島県

目 次

はじめに

1 ユニバーサルデザインとは	1
(1) ユニバーサルデザインとは	1
(2) ユニバーサルデザインの7つの原則	1
2 推進指針策定の趣旨	4
(1) 「元気な広島県」を目標に～ひろしま夢未来宣言	4
(2) すべての人を対象に	4

推進指針策定の背景

1 福祉のまちづくりの推進	5
(1) 福祉のまちづくり条例の制定	5
(2) 推進の成果	5
(3) これからの取り組みの視点	7
2 社会環境の変化	7
3 ユニバーサルデザインへの期待	9

推進指針が目指す姿

1 基本目標	10
2 推進の視点	10
(1) だれもが暮らしやすいまちづくり	10
(2) だれもが使いやすいものづくり	10
(3) だれもが満足できるサービス・だれもが分かりやすい情報の提供	10
3 推進を支えるユニバーサルデザインの考え方の浸透	11

実現に向けた推進方策

1 広島県の取り組み	12
(1) だれもが暮らしやすいまちづくり	12
ア 安心して暮らせる都市環境	12
イ 利用しやすい施設・建物	14
ウ 安全・快適に移動できる交通基盤	16
(2) だれもが使いやすいものづくり	17
ア 使いやすい製品の開発	17
イ 使いやすい製品の利用促進	18
(3) だれもが満足できるサービス・だれもが分かりやすい情報の提供	18
ア 満足度の高いサービスの提供	18
イ 分かりやすい情報の提供	20
(4) 推進を支えるユニバーサルデザインの考え方の浸透	21
2 県民，事業者，NPO，市町村の取り組み	22
(1) 県民への期待	22
(2) 事業者への期待	23
(3) NPO等への期待	24
(4) 市町村への期待	24

はじめに

1 ユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザインとは

年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて，すべての人が利用しやすい，すべての人に配慮したまちづくりやものづくり，しくみづくりを行うという考え方，これがユニバーサルデザイン¹です。

ユニバーサルデザインの考え方は，アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターの所長を務めたロナルド・メイス氏（Ronald L.Mace）により提唱されました。

1 ユニバーサル=すべての，普遍的な : デザイン=計画，設計

(2) ユニバーサルデザインの7つの原則

ユニバーサルデザインは，次の7つの原則²から構成されています。

2 7つの原則=ロナルド・メイス氏が提唱し，ユニバーサルデザインセンターが取りまとめたもの

ア だれもが公平に使えること

（どのような利用者にとっても役に立ち，市場性がある）

【例】

- ・低床バス，低床電車
- ・自動ドア
- ・コードレス掃除機

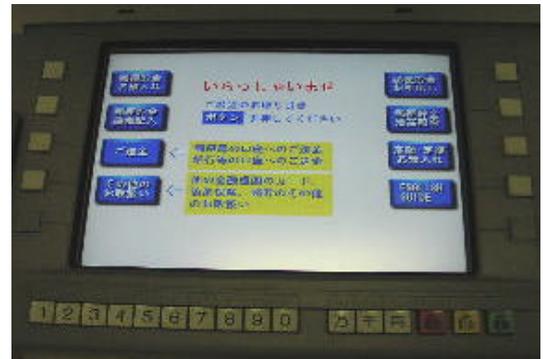


イ 幅広い使い方に対応していること

(個人の幅広い好みや能力に適応している)

【例】

- ・タッチパネルと押ボタンがある
現金自動受払機
- ・左右どちらの手でも使えるはさみ



ウ 単純で直感的に使えること

(unnecessary 複雑さがなく , 使い方が分かりやすい)

【例】

- ・差し込み方向を示すプリペイド
カードの切りこみ
- ・シャンプーとリンスを区別する
ためのシャンプーボトルの凹凸



エ 必要な情報が分かりやすく伝わること

(必要な情報が効果的に伝わる)

【例】

- ・ピクトグラム (絵文字) を用いた
表示
- ・音声と視覚情報を併用した駅の
列車案内



オ 危険や誤作動につながらないこと

(危険や予期しない行動がもたらす不利益を最小限にとどめる)

【例】

- ・ プラットホームの二重扉
- ・ 便座に腰掛けないと作動しない
温水洗浄便座
- ・ 扉を開けると停止する電子レンジ



カ からだへの負担が少ないこと

(効率的で快適,そして疲れない)

【例】

- ・ レバーハンドル式のドアノブ
- ・ 商品を取り出しやすい自動販売機
- ・ タッチセンサー付きの照明器具



キ 利用に十分な大きさや広さを持っていること

(近づいたり,操作したりするための適切な大きさや広さを備えている)

【例】

- ・ 料金投入口の大きな自動販売機
- ・ ボタンの大きなリモコン・電話機
- ・ ファミリートイレ 3

3 ファミリートイレ=障害のある人や高齢者,子ども連れの人などだれもが使いやすいトイレ



2 推進指針策定の趣旨

(1) 「元気な広島県」を目標に～ひろしま夢未来宣言

広島県では、平成12(2000)年度に、一人ひとりがいきいきと活動し、安全で安心して暮らすことのできる元気な広島県を目標に、県政中期ビジョン「ひろしま夢未来宣言」を策定しました。

そこには、子どもから高齢者まで県民だれもが、人生の各段階で、個性と能力を最大限生かして、自らが望む生きがいのある活動をたくさんの選択肢の中から選び、のびやかに暮らす10年後の広島県の姿が描かれています。

(2) すべての人を対象に

今後ますます高齢化の進行が予測されるなか、このビジョンに掲げた「安全で安心できる暮らし」を現実のものとするには、高齢者も若年者も、男性も女性も、障害のある人もない人も、外国の人も、すべての人を対象としたまちづくり、ものづくり、しくみづくりを行うことが重要です。こうした考え方に基づいて、ここに「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」を策定します。

推進指針策定の背景

1 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくり条例の制定

広島県では、真に豊かな福祉社会の実現を目指して、平成7(1995)年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての県民がお互いの立場を尊重しあい、生きがいを感じながら生活することができる住みよい福祉のまちづくりに取り組んでいます。「ハートビル法⁴」など国の関係法令の基準と併せて、障害のある人、高齢者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻むさまざまな障壁(バリア)を取り除き、だれもが利用しやすい環境の整備に努めてきました。

4 ハートビル法=高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年制定)

(2) 推進の成果

その結果、多くの人々が利用する公共施設や公共交通機関については、徐々に利用しやすい施設が増えています。

ア 県が管理する施設などの整備状況

平成7(1995)年度から5か年計画で行ってきた県庁舎や旧合同庁舎の基礎的なバリアフリー化(障壁の除去)は、平成11(1999)年度で完了しました。

また、市街地にある県が管理する歩道の段差・こう配の改善を平成11(1



整備前(写真左)と
整備後(写真右)



999)年度から順次行い、1300余りの改善計画箇所の整備を平成13(2001)年度中には完了する予定です。

県営住宅については、平成3(1991)年度以降に建設した全戸をバリアフリー化するとともに、平成7(1995)年度以降に建設した3階以上の中層住宅にエレベーターを設置しました。また、既設住宅についても、昭和62(1987)年度以降順次バリアフリー化の改修を行っています。

イ 多くの人が利用する民間施設の整備状況

ハートビル法及び福祉のまちづくり条例の基準に適合した公益性が高い施設に対して、補助や融資を行ったり、適合証を交付したりすることによって、バリアフリー化を誘導し、施設整備の促進を図りました。

適合証交付等の状況(累計) (件)

年 度	8	9	10	11	12
条例適合証交付(A)	53	134	202	258	291
民間施設に係るハートビル法認定件数(B)	8	13	26	43	62
合 計(A+B)	61	147	228	301	353

ウ 公共交通機関の整備状況

ノンステップバスやワンステップバス、超低床電車を導入するための費用の補助を行い、車両の普及を図りました。

補助実績(平成14年3月31日現在)

低床バス(ノンステップバス)	20台
低床バス(ワンステップバス(リフト付き))	2台
低床バス(ワンステップバス)	28台
超低床電車	8編成

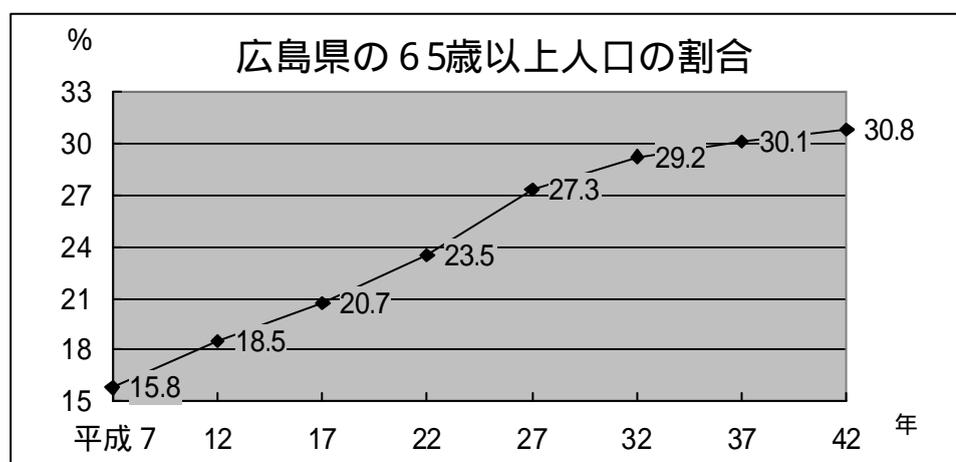
(3) これからの取り組みの視点

福祉のまちづくり条例は、建築物、道路、公園、公共交通機関などについて、バリアフリー化の進展に寄与してきましたが、一方で条例は、それぞれの施設単体での整備基準を定めるにとどまっています。

これからのまちづくりは、例えば移動しやすい交通機関とそれにつながる歩きやすい歩行空間が整備され、その先には利用しやすい施設があるというように施設間の連続性を考慮した「面」でとらえる視点を加えることが重要です。また、それらを効果的に活用するため、ハードの整備に併せて、ソフト面の充実も一層進めていかなければなりません。

2 社会環境の変化

わが国の65歳以上の高齢者人口比率は、17.3%（平成12年10月現在）と高齢化が進んでおり、広島県の場合は、それを上回る率（18.5%）で高齢化が進行しています。高齢化は今後も加速し、平成27（2015）年には27.3%と県民の4人に1人は高齢者となることが予測されています。このことは、年齢を重ねることによる身体的な機能の低下によって、個人差はあるものの、自力で思うように行動できない人が増えていくことを意味しています。



国勢調査。推計は国立社会保障・人口問題研究所による（平成14年3月推計）。

また、身体などに障害のある人の総数も増加を続けており、日常生活に何らかの不自由を感じる人の割合は確実に増えています。高齢者や障害のある人たちのライフスタイルは、社会参画・生涯学習意欲の高まりとともに変化してきており、行動も活発化しています。

さらに、子どもを取り巻く環境の変化にも著しいものがあります。少子化対策、子育て環境の整備は、高齢化への対応と並ぶ大変重要な課題です。

子どもが健やかに育ち、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを育てていくことができる社会を実現するため、まちづくりやものづくりに、これまであまり顧みられなかった妊産婦や乳幼児連れ、子どもの立場からの取り組みが求められます。

定住外国人や外国人旅行者の数も年々増加しています。広島県を訪れる外国人旅行者は、平成12(2000)年に36万4千人を記録し、アジア競技大会が開催され過去最高だった平成6(1994)年の32万3千人を大きく上回りました。海外との交流は拡大する傾向にあり、こうした外国人への配慮も欠かせません。

これまで不特定多数の人が利用する施設、設備や一般に市販される道具などを使う人としては、健康な成人が想定されることが多かったと言えるでしょう。しかし、このような社会環境の変化などの要因により「標準」とされてきた仕様に不都合を感じる利用者が徐々に増えています。

このため、できるだけ多くの人たちが不自由を感じることなく利用できるまちづくりやものづくりを行うには、従来の尺度を見直し、幅広く「利用しやすさ」を追求することが必要です。

3 ユニバーサルデザインへの期待

このように、高齢社会の到来や障害のある人たちのライフスタイルの変化など、様々な要因から障壁のない社会への期待はより高まりつつあります。

これまでのバリアフリーへの取り組みは、高齢者や障害のある人などが快適な社会生活を送る上で欠かせないものとして着実な成果を残してきました。最初は、既存の設備の不都合な部分を後から整備し直したり、あるいは特別な設備などによって補うことに主眼を置いていましたが、次第に初めからバリアフリー対応で考えるケースが増えてきています。

そこで、さらにバリアフリーを一步進め、最初からすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという視点を鮮明に打ち出したユニバーサルデザインからのアプローチが重視され始めました。

「すべての人」を100パーセント満足させることは、実際には非常に困難なことですが、計画・設計の段階からそうした意識を持って取り組むことが、大きな成果を生むと考えられています。

すべての人に配慮したデザインには、常にただ一つの「正解」があるわけではありません。比較的安価で、専ら個人が使用するものは、色や形などについて種類の多さで対応することが現実的でしょう。しかし住宅や自動車、電化製品などの耐久消費財は、複数の人が長期間にわたり使うことが予想されます。公共施設や商業・娯楽施設などは、さらに不特定多数の人が利用します。

こうしたものについては、ベースとなるデザインがカバーする範囲をできる限り広げると同時に、多様な選択肢を用意したり、場合によっては、利用に際して周囲の人が心配りをする事などもユニバーサルデザインにとって大切なこととなります。

ユニバーサルデザインのまちづくりが進めば、これまで以上に多様な人々の積極的な社会参画が容易となり、個性豊かな地域づくりにもつながることでしょう。

推進指針が目指す姿

「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」の基本目標とそれを推進するための視点は次のとおりです。これに基づき、県民の皆さんと共にお互いがパートナーとして、ユニバーサルデザイン社会の具体化を図ります。

1 基本目標

広島県に暮らす人、広島県を訪れる人、すべての人があらゆる場面で障壁を感じることなく、安全で安心して生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会を実現することです。

2 推進の視点

(1) だれもが暮らしやすいまちづくり

だれもが自由にまち歩きを楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた都市環境や交通環境などの整備を促進し、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。

(2) だれもが使いやすいものづくり

だれもが安全かつ容易に使えるように、活字や操作ボタンの大きさに配慮した製品など利用者の視点に立った、使いやすいユニバーサルデザイン製品の普及を目指します。

(3) だれもが満足できるサービス・だれもが分かりやすい情報の提供

だれもが必要なサービスや情報を円滑に入手・利用できるよう、分かりやすい表現や表示に努めると同時に、利用者の特性や違いに応じた手段によるサービス

や情報の提供を目指します。

3 推進を支えるユニバーサルデザインの考え方の浸透

ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりやものづくり，しくみづくりの推進の基礎にある考え方についても県民の皆さんに広く伝え，まちづくりやものづくり，しくみづくりが一層進み，その成果とあわせて，相乗的な効果が発揮されることを目指します。

実現に向けた推進方策

1 広島県の取り組み

広島県においてユニバーサルデザイン社会を実現するためには、まず行政が率先して取り組む必要があると考えています。同時に、県民の皆さんや企業・NPOなどがそれぞれの立場で、機能・役割を分担し、相互の協働を図りながら、主体的に行動することが求められます。

とりわけ県の果たすべき役割は重要であるとの認識に立って、この指針が目指す姿に掲げた3つの推進の視点と推進を支える考え方の浸透について、次のとおり施策を推進します。

(1) だれもが暮らしやすいまちづくり

ア 安心して暮らせる都市環境

【これまで】

個別の施設のバリアフリー化が徐々に進んでいるのに比べ、それらを一体的・連続的に利用しようとする場合に、快適に移動することが困難な場面も見受けられました。

【これから】

交通バリアフリー法⁵や福祉のまちづくり条例等に定める基準への適合を促進し、さらにだれもが安心して暮らせるよう、つながりと広がりがあるまちづくりを推進します。

⁵ 交通バリアフリー法 = 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年11月制定）

(ア) 連続性に配慮したまちづくりの総合整備

市街地再開発事業などの面的な都市整備に際しては、計画段階でできるだけユニバーサルデザインの考え方を導

入るよう方法を検討します。

とりわけ公共的な建築物が集積した地区については、施設から施設、建物から建物への移動のしやすさを考慮した一体感のあるまちづくりを目指します。また、市町村や事業者に対して適切な助言を行います。

(イ) 歩きやすい歩
行空間の整備

街路などでは、車と歩行者の分離に努め、また、バリアフリー化された歩行空間をネットワークとして確保するため、歩道の平坦(たん)化、電線類の地中化などによる電柱等の歩行障害物の除去、幅の広い歩道の整備、立体道路横断施設へのエレベーターやスロープの設置などを順次進めます。

だれもが安心して円滑に道路を通行できるよう、必要に応じて、信号機、道路標識・標示の設置を行います。

路上駐車や放置自転車などが歩行の妨げとならないよう、適切な駐車・駐輪対策を促進します。また、市町村や事業者に対して適切な助言を行います。

(ウ) だれもがくつ
ろげる公園等の整
備

公園緑地・護岸などやすらぎを提供する施設の整備に当たっては、進入路の拡幅やこう配、段差の解消、手すりの設置、スペースを確保したトイレ・駐車場の設置などに配慮します。

(エ) 分かりやす
い案内表示の整備

公共的な施設について、目指す施設の所在地や道筋がだれにでも容易に分かるよう、案内表示の設置場所や文字の大きさ、分かりやすい絵文字・配色の使用、点字・外国語の併記など表示の方法を工夫します。

国際標準化機構（ISO）が標準化した案内図記号や交通エコロジー・モビリティ財団の一般案内用図記号検討委

員会が策定した「標準案内用図記号ガイドライン」に定める案内用図記号の積極的な採用や普及に努めます。



だれもが気軽に外出し、まち歩きが楽しめるよう、交通バリアフリー法や福祉のまちづくり条例などに適合した施設やユニバーサルデザインあるいはバリアフリーとなっている施設などを紹介したユニバーサルデザインマップの作成を促進します。

イ 利用しやすい施設・建物

【これまで】

バリアフリーの考え方の浸透に伴い、新設の建築物、公共交通施設などについては、比較的に利用しやすさに配慮されたものが増えてきましたが、既存の施設には、不備や改善の余地があるものが多数あります。

【これから】

ハートビル法や福祉のまちづくり条例等に定める基準への適合を促進し、さらにだれもが安全で快適に利用できる施設・建物やユニバーサルデザイン住宅の普及を図ります。

(ア) 利用しやすい
公共施設の整備

県有施設を造る際には、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、利用者の声を個々の設計に反映させていきます。

既存の県有施設については、引き続き未整備部分のバリアフリー化の充実に努めます。

(イ) 利用しやすい
民間施設の整備

不特定多数の人が利用する施設を設置・管理する事業者に対し、整備の基準を解説した「福祉のまちづくり整備マニュアル」の普及を図ることにより、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう施設の整備を促進します。

ハートビル法や福祉のまちづくり条例に定める基準に適合する施設の増加を促進するため、ハートビル法及び福祉のまちづくり条例に基づき事業者に対して適切な指導や助言を行います。

(ウ) ユニバーサル
デザイン住宅の促進

子育て世代、高齢者、障害のある人に対応し、あるいは障害が生じてそのまま住み続けられるように、公営住宅のユニバーサルデザイン化を図ります。

(エ) 分かりやすい
案内表示の整備

公共的な施設や設備の案内表示は、設置場所や表示の方法を工夫します。

国際標準化機構（ISO）が標準化した案内図記号や交通エコロジー・モビリティ財団の一般案内用図記号検討委員会が策定した「標準案内用図記号ガイドライン」に定める案内用図記号の積極的な採用や普及に努めます。

(オ) だれもが働き
やすい環境の整備

出入口・仕事場の段差解消、設備・工具の使いやすさ向上や省力化、休憩室の設置等だれにとっても働きやすい作業環境の整備や作業方法の改善、疲労回復施設の確保などを促進します。

ウ 安全・快適に移動できる交通基盤

【これまで】

旅客施設には、階段による上下移動が必要な箇所が多くあり、車両も車いすの利用を考慮していない構造のものがほとんどです。また、旅客施設からまちへのアクセスも段差があるなど整備が不十分です。

【これから】

交通バリアフリー法やハートビル法あるいは福祉のまちづくり条例等に定める基準への適合を促進し、さらにだれもが安全で円滑に移動できる公共交通基盤の整備を図ります。

(ア) 旅客施設の整備

鉄道駅、バス・旅客船・航空旅客ターミナル等旅客施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(イ) 利用しやすい車両の導入

低床バス、低床電車等だれもが乗りやすい車両の導入を促進します。

(ウ) 地区の一体的整備

旅客施設を中心とした一定の地区のバリアフリー化が重点的・一体的に推進されるよう、市町村による交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に協力します。

(エ) 公共交通機関の円滑化

電車やバスなど公共交通機関は、運行時間帯や相互の乗り継ぎなどにおいて、利用者が使いやすいシームレスな（継ぎ目のない）運行体系となるよう事業者に働きかけます。

(2) だれもが使いやすいものづくり

ア 使いやすい製品の開発

【これまで】

企業がユニバーサルデザイン製品に対する消費者のニーズをほとんど把握していないこと、また、ニーズを製品化に結びつけるノウハウを有していないことなどにより、製品の開発が進んでいません。

【これから】

ユニバーサルデザイン製品は、その概念の浸透とともに、今後市場規模の拡大が見込まれるため、新たな産業育成の観点からも、企業等の製品化の支援を行います。

(ア) 製品の研究・開発の促進

高齢者や障害のある人などの動きを補助する起立補助いす、座いす型昇降機、自立型介護衣料などの福祉用具・機器の開発を継続するとともに、障害のある人もない人も共に使うことができるユニバーサルデザイン製品の開発を促進します。

(イ) 企業の製品化の支援

開発した製品を客観的に評価するための指標づくりなど、製品評価技術の構築を図り、製品デザインの支援を行います。

(ウ) 情報のネットワーク構築

福祉関連産業情報システムを活用し、利用者のニーズなど製品開発のためマーケティング情報や製品に関する技術情報等のネットワーク化を図ります。

広島県健康福祉センターの福祉用具使用相談の利用者から福祉用具の不都合や改善要望の情報を収集し、メーカーなどへ提供します。

イ 使いやすい製品の利用促進

【これまで】

ユニバーサルデザイン製品は、供給量、認知度ともに低いことから普及が図られていません。

【これから】

ユニバーサルデザイン製品の普及のため、製品の積極的利用を推進します。

(ア) 製品の情報提供

福祉関連産業情報システムを活用し、ユニバーサルデザイン製品情報をインターネット上で提供していきます。

広島県健康福祉センターの福祉用具・住宅改修の常設展示場にユニバーサルデザインの生活用品を展示します。

(イ) 製品の積極的導入の促進

ユニバーサルデザイン製品の本庁、地方機関及び県立病院・県立福祉施設をはじめとする県有施設への積極的な導入を図ります。

(3) だれもが満足できるサービス・だれもが分かりやすい情報の提供

ア 満足度の高いサービスの提供

【これまで】

窓口での画一的な対応など、来訪者に対する配慮が十分でないという指摘があります。

【これから】

行政機関のサービスなどが必要に応じて過不足なく受けられるよう、多様できめ細かなサービスの提供に配慮します。

(ア) 満足度の高い
行政サービスの提供

窓口や電話の対応では、常に行政が県民をお客様とするサービス業であることを基本において、質の高いサービスの提供を心がけます。

だれもが最寄りの窓口やパソコンから、究極的には1か所または1回で、申請・届出・支払手続などが行えるワンストップサービスの実現を目指します。

各種書類について、分かりやすく、記入がしやすいよう様式の標準化・簡素化などの見直しを行います。

様々な立場にある人たちの意見や要望を県政の運営に取り入れ、行政サービスに反映できるようパブリックコメント（県民意見募集）に積極的に取り組みます。

(イ) 多様な利用形態
に対応した行政サービスの提供

県民の皆さんに提供する資料は、印刷物と併せてホームページに掲載するなど、できる限り複数の手段を用意するよう努めます。

ネットワークを利用して行政サービスを提供する電子県庁の推進に当たっては、だれもが気軽に利用できるよう公衆端末をタッチパネル・音声読み上げ・表示文字拡大などに対応したものとします。

広島県聴覚障害者センターや県立点字図書館等の、字幕入りビデオ、点字図書の充実を図ります。

県立美術館等において、複製品等を用いて、展示品に触ることのできる企画を実施します。

(ウ) ホスピタリティ
（もてなしの心）
の醸成

ホテル・旅館などの宿泊施設や観光施設、輸送機関など観光産業関係者の接客サービスの向上に努めます。

観光ボランティアの育成と組織化を推進します。

イ 分かりやすい情報の提供

【これまで】

IT（情報通信技術）化の急激な進展により，情報格差が広がる傾向にあります。

【これから】

だれもが必要な情報を自由に入手して，円滑に利用し，意思を伝達できるように，コミュニケーション手段の確保・充実に努めます。

(ア) 分かりやすい行政情報の提供

県が発行する印刷物がユニバーサルデザインの考え方に沿うものとなるよう参考となる具体例を示した手引を作成します。

県が使用する封筒については，色・文字の大きさ，手触りを工夫するなどユニバーサルデザイン化を検討します。

広報番組には，できる限り手話または字幕スーパーを挿入します。

ホームページは，分かりやすい構成を心がけ，文字の大きさや色遣いに配慮するとともに，音声読み上げソフトに対応したものとします。

「暮らしの手引き広島」の多言語版を作成するなど，外国籍県民の日常生活にかかわりのある情報提供の一層の充実に努めます。

日常生活のIT化にだれもが対応できるよう，パソコン初心者の相談に応じる地域情報化リーダーを育成します。

障害のある人の情報バリアフリー化を進めます。

(イ) 分かりやすい防災情報の提供

関係機関が収集する災害関連情報の一元化を図り，迅速で確実な情報提供に努めます。

視覚，聴覚に障害のある人や高齢者，外国人など災害弱者に配慮した防災情報の提供に，市町村と協力して取り組みます。

避難誘導標識や危険箇所・区域表示の統一化に取り組みます。

災害時の医療救護活動を円滑に実施するため，救急医療情報ネットワークシステムにより災害時の医療情報を提供します。

(ウ) 分かりやすい
医療情報の提供

だれもが分かりやすい保健・医療情報が，いつでも，どこからでも利用できるよう救急医療情報ネットワークシステムの充実に努めます。

(4) 推進を支えるユニバーサルデザインの考え方の浸透

【これから】

県民，事業者が，それぞれの立場で積極的にユニバーサルデザインに取り組むことができるよう，考え方や情報を伝えます。

(ア) 考え方の浸透，情報の提供

県民だよりや広報番組，ホームページなど各種メディアを活用して，ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ります。

車いすやアイマスクの体験，高齢者疑似体験などを通じて，ユニバーサルデザインの必要性や有効性を体感できる機会を設けます。また，体験のための用具の貸し出しを行います。

ユニバーサルデザインを取り入れた事例を収集し，紹介

に努めます。

広島県健康福祉センターの福祉用具・住宅改修の常設展示場でユニバーサルデザインの事例や考え方を紹介します。

(イ) 学習機会の提供

学校教育における取り組みとして、ユニバーサルデザイン体験教育等、思いやりの心をはぐくむ教育を実践します。

ユニバーサルデザインに関する教材の作成に取り組みます。

講座・講習会の開催、高齢者・障害のある人たちとのふれあいなど社会学習機会の提供を進めます。

(ウ) 県職員の意識啓発

県職員が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、率先して行動できるようにするため、学習機会や情報の提供を進めます。

2 県民，事業者，NPO，市町村の取り組み

ユニバーサルデザイン社会の実現には、県民、事業者・団体、行政それぞれが、目指す姿の実現に向けて、主体的・積極的な取り組みを行うことが大切です。

(1) 県民への期待

県民の皆さんには、ユニバーサルデザインの考え方に対する理解を深め、県や市町村が行うユニバーサルデザインを推進する施策に進んで協力することが期待されます。

また、ユニバーサルデザインの実現には、ハード面の整備だけでなくソフト面の充実が求められることから、一人ひとりが思いやりの気持ちをはぐくみ、「まず自分が」できることから「やってみる」ことが何より大切です。

ユニバーサルデザインは、少しずつまちづくりやものづくりに生かされ始め

ています。自分の住むまちに関心を持って、どこにそうした工夫がされているか、あるいは工夫の余地があるかを点検するなど、毎日の暮らしの中にユニバーサルデザインを取り入れることが期待されます。

整備された施設などを生かして使うというかなめとなる部分は、まさに県民の皆さんに大きく期待されるところです。例えば、点字ブロックの上には自転車をとめない、こんな当たり前のことがユニバーサルデザインの第一歩です。

また、高齢者や身体に障害のある人たちの動きを妨げないことはもちろん、必要に応じて手助けするなど積極的に協力することが期待されます。

個人の住宅についても、設計の段階からユニバーサルデザインを意識したものにすることにより、のちのちの労力や費用を抑えることが可能です。

(2) 事業者への期待

事業者には、所有または管理する施設、開発・販売する製品、提供するサービス・情報などについて、だれもが安全かつ円滑に利用できるものとするよう努めることが期待されます。

【すべての事業者】

公共的な施設を整備する場合には、可能な限りハートビル法、福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させるよう努めることが期待されます。

出入口・仕事場の段差解消、設備・工具の使いやすさ向上や省力化、休憩室の設置等だれにとっても働きやすい作業環境の整備や作業方法の改善、疲労回復施設の確保などを進めることが期待されます。

【公共交通事業者】

- 旅客施設や車両の整備、分かりやすい運行情報の提供、従業員に対する接客教育などに、積極的に取り組むことにより、利便性や旅客サービスの質の向上を図ることが期待されます。
- これらの取り組みを行う場合には、市町村等と連携することにより、できる限り旅客施設の周辺との連続性に配慮するとともに、利用者が鉄道とバスなど

複数の交通機関を乗り継ぐ際などにも、旅客施設の中で円滑に移動できるよう十分配慮することが重要です。

電車やバスなどは、運行時間帯や相互の乗り継ぎなどにおいて、利用者が使いやすい運行体系とすることが期待されます。

【製造事業者】

- 経済産業省のユニバーサルデザイン懇談会の取りまとめ（平成13年5月22日報告）によると、ユニバーサルデザイン製品は、今後、市場規模の拡大が見込まれており、事業者は製品に対する消費者ニーズの把握と掘り起こしを行うとともに、製品の開発・普及に努めることが期待されます。

（３）NPO等への期待

非営利活動を行う団体（NPO等）は、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を通じて、ユニバーサルデザインの推進に大きく寄与することが期待されます。

- 県内では、NPOの主導によるタウンモビリティ⁶が早くから行われており、先進的な取り組み事例として、全国からも注目されています。この活動が今後も継続され、県内各地に広がっていくことが期待されます。

車いす使用者や妊産婦、乳幼児を連れた人など、だれもが気軽に外出し、まち歩きを楽しむために利用できるユニバーサルデザインマップづくりなども、地域密着型のまちづくり活動として効果的です。

- 6 タウンモビリティ＝商店街などに用意した電動スクーターや車いすなどを、障害や高齢、傷病などのために移動が難しい人に無料または安価で貸し出し、買い物などの移動を支援するシステム。

（４）市町村への期待

市町村は、その区域内的のユニバーサルデザインを推進する施策を主体的・積極的に実施することが期待されます。

ア まちづくりへの取り組み

- まちづくりは、住民に一番身近な地方公共団体である市町村に、リーダーシップを発揮することが求められる分野です。住民の参画を得て、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むことが期待されます。

交通バリアフリー法に基づく基本構想を作成する場合には、移動の円滑化を速やかに、効果的に実現するため、特定旅客施設を中心とした一定の地区を重点整備地区として定め、移動円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが期待されます。

必要に応じて、コミュニティ道路やトランジットモール⁷など、歩行者優先の歩行空間の確保を図りながら、未整備街路を整備することが期待されます。

必要に応じて、循環バス等の都市中心部内における短距離移動手段を確保することが期待されます。

7 トランジットモール= 中心市街地の商店街などにおいて、自動車交通を排除した歩行者専用空間に路面電車やバスなどの公共交通機関のみを導入した街路

イ サービス・情報の提供

- 市町村には、各種申請・届け出窓口など直接住民と接する機会が数多くあります。常にユニバーサルデザインの考え方を念頭において、住民の利用しやすさに配慮することが望まれます。

行政情報の提供には、可能な限り複数の手段を用意することが望まれます。

ウ 考え方の浸透

- ユニバーサルデザインの考え方の浸透は、まだこれからです。具体的な事例を繰り返し紹介するなど積極的に、普及を図ることが望まれます。

広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用することが望まれます。

- 小学校や中学校など学校教育に、ユニバーサルデザインに関する学習機会を設けることが望まれます。